

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

消費税率が引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされました。

京丹後市の令和2年度一般会計予算計上額における、地方消費税増収分の用途は下記のとおりです。

○令和2年度 予算計上額

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	597百万円
（歳出）	社会保障施策に要する経費 （※充当先としては、国が示した項目の中で、本市事業が概ね1億円以上のものを抽出して選択。）	7,518百万円

○地方消費税増収分の用途

（単位：百万円）

区分	事業等名称	事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・府	市債	その他	一般財源	うち消費税増収分
社会福祉	障害福祉サービス事業	1,631	1,219	0	0	412	-
	地域生活支援事業	152	46	0	2	104	-
	老人保護措置事業	146	0	0	31	115	-
	生活保護給付費	707	530	0	0	177	-
	児童手当給付費	700	592	0	0	108	-
	児童扶養手当給付費	195	65	0	0	130	-
	保育業務委託事業 （私立、公設民営）	534	212	0	49	273	-
	保育所運営管理・施設管理 （公立）	180	10	18	24	128	-
	認定こども園運営管理事業	812	119	17	98	578	-
	（小計）	5,057	2,793	35	204	2,025	289
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	379	222	0	0	157	-
	介護保険事業特別会計繰出金	881	68	0	0	813	-
	（小計）	1,260	290	0	0	970	138
保健衛生	病院事業会計繰出金	1,068	0	0	0	1,068	-
	予防接種事業	133	2	0	8	123	-
	（小計）	1,201	2	0	8	1,191	170
合計		7,518	3,085	35	212	4,186	597